

第七十回帝國議會
衆議院

アルコール專賣法案委員會會議錄(速記)第十回

付託議案

アルコール專賣法案(政府提出)
揮發油及アルコール混用法案(政府提出)

會議

昭和十二年三月二十三日(火曜日)午後一時
五十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 平川松太郎君

理事野田 武夫君 理事信太儀右衛門君

理事岩瀬 亮君

松本 忠雄君

中島彌團次君

菊池 良一君

佐竹 晴記君

篠原 陸朗君

大本貞太郎君

福田 耕君

出席國務大臣左ノ如シ

大藏大臣兼
拓務大臣

結城豐太郎君

出席政府委員左ノ如シ

專賣局長官 荒井誠一郎君

專賣局部長 花田 政春君

陸軍少將 山脇 正隆君

商工省鑛山局長 大貝 晴彦君

委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

陸軍砲兵中佐 中西 貞喜君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

アルコール專賣法案(政府提出)

揮發油及アルコール混用法案(政府提出)

○平川委員長 是ヨリ開會致シマス、暫時

休憩致シマス

午後一時五十一分休憩

午後二時四十九分開議

○平川委員長 休憩前ニ引續イテ會議ヲ開

キマス、前回大體質問ハ終了致シマシタガ、

今日國務大臣ガ御出席デゴザイマスカラ簡

單ナ質問ヲ許シマス

○山本委員 極メテ簡單ニ御尋シマスカ、

今日マデノ問題ニ付テ更ニ改メテ大臣カラ

伺フノデアリマスケレドモ、繰返シタ所デ同

ジデアリマスカラ、今マデノ問答ノ中デ私

ノ特ニ御尋セント思フ所ニ付テ、今マデ御

答ニナツタコトヲ繰返シマシテ、ソレヲ御認

メヲ戴クト同時ニ、私ノ質問サントスル所ヲ

質問シタイト思ヒマス、今日マデノ法案ニ付

テノ主ナル疑點ハ、無水「アルコール」ニ限

定シナケレバナラスト云フ意見ガ非常ニ多

カッタ、又臺灣、朝鮮等ニ對スル議論モアリ、

製造方法デアルトカ、或ハ工場ノ規模ニ付

テモ相當ノ疑義ガアリマシタガ、十分ニマ

ダ委員ノ間ニ解カレテ居ラナイノデアリマ

ス、後ニ討論ノ時ニ御述ニナルドラウト思

ヒマスカ、サウ云フ點ニ付テノ御答辯ガナ

イト十分ニ諒解ガ出來スト云フヤウナ點ガ

多イノデアリマス、殊ニ私ガ今御尋セント

スルコトハ、原料ノコトデアリマスカ、是

ハ重複ヲ避ケテ簡單ニ申上ゲマスト、原料

ノ調査ガ十分デナイ、遺憾ノ點ガ多イト云

フコトヲ度々申上ゲテ居ルノデアリマス、本

法御提案ノ理由ガ三ツアル中、其主ナル一

ツハ農村ノ振興ト云フコトニアルト云フコ

トハ度々繰返シテ居ラレル、農村工業ノ妨

害ニナルヤウナコトハイケナイ、故ニ澱粉

デアルトカ、飴、燒酎ノ如キモノノ原料ニ妨

ガニナルヤウナコトハシナイデ、全部増産

デヤラウ、從來ノ原料ハ其方ニ委セテ置ク、

斯ウ云フノガ御趣旨デアリマス、サウシマ

スト、百六十万石政府ダケノ工場デ昭和十

九年マデニ出來ルカドウカト云フコトヲ、

農林省ノ方ノ統計説明ヲ聽キマスト、ド

ウモ私共落意ラシナイ點ガ多カッタノデア

リマス、一番肝腎ダト稱セラレテ居ル甘藷

ニ對スル調査統計等モ、モウ少シ念ヲ押シ

テ御提出ヲ迫ルト云フト、御提出ガ出來ナ

イドラウト思フ、先般オ出シナリマシタ

材料ハ調査ノ根本ニ非常ナ誤謬ガアリマシ

テ、アレデハ私共非常ナ不足ヲ生ズルドラ

ウト思フ、サウ云フ點モアリマスカラ、是

ハ隨分繰返シタコトデアリマスカラ、此

程度ニシマシテ、殊ニ材料ガ面倒ダト思

フコトハ、薩摩芋ヲ原料トシテノ五ツノ

工場、昭和十二年度ノ製造ノ材料ト云フ

モノガアノ調デハ駄目デアリマス、其一

例ヲ舉ゲレバ、茨城縣等ニ於テ一年

一年ト申シマシテモ、此四月一日カラ

施行スル所ノ專賣法ノ其原料ニ付テ

三割二分程增收ヲ圖ラウト云フノデアリマ

ス、品種ノ改良、肥料等ヲ多ク入レルト云

フコトデアリマスカ、ソレヲ三千百町歩ノ

多キニ互ツテ茨城縣一縣デヤラウ、サウ云フ

コトハ恐ラクハ私ハ出來ナイト思フ、最モ

適例ハソレデアリマスカ、殊ニ馬鈴薯ニ付

テハ、今日デハ大體馬鈴薯ガ重要ナ原料ト

云フコトハ十分認メテ居ラレマスカ、初メ

ノ間、殊ニ昨年アタリデハ、先ヅ馬鈴薯ハ研究シテ次ニヤラウト云フ考デ薩摩芋ヲ原料トスルコトニ專念シテ居ラレタ、所ガソレデハ到底足リマセヌ、殊ニ農林省デ、は大臣ガ御存ジナイノデアッタノカドウダカ、澱粉芋ト云フモノヲ別ニ改良シテ作レバ宜イデヤナイカ、北海道東北デ別ニ作レバ宜イ、食ベル芋ハ澱粉ガ少イ、是カラ研究スレバ増産出來ルト大臣ハ答辯シテ居リマスガ、北海道ダケデモ一億三千八百万ト云フ芋ノ産額ノ中、八千七百万貫ト云フモノハ現在澱粉ニ造ッテ居ル、即チ澱粉芋ヲ作ッテ居ル、ソレハマア大臣ガ御存ジナカッタダケデアリマシテ、役所ノ方デハ調ベテ居ラレマセウト思フガ、何ンデモ澱粉ノ質ノ多イ澱粉芋ヲ目標トシナイデ、初ノ内ハ食料品ヲ目標トシタト云フヤウナ噂ガアル位ニ馬鈴薯ニ付テハ甚ダ認識不足デアッタガ、今回ノ御答辯ニ於テ甘藷ト同様ニ馬鈴薯ト云フモノガ必要ダト云フコトヲ御認メノヤウデアリマスカラ、其點ハ非常ニ諒解シタ、唯茲デ最後ニ大藏大臣ニ伺ッテ置キタイコトハ、ナゼ一體十二年度カラ馬鈴薯ヲヤラナカッタカ、此點ハ色々長官其他カラ御述ニナッテ居リマスガ、ドウモ私ハ其意味ヲ諒解出來ナカッタ、併シ最早今日ニナッテ

馬鈴薯工場ヲ今一ツ殖ヤスト云フコトハ、豫算ノ按排上困難ト思ヒマスカラ、是亦大臣カラ詳シイ説明ヲ聞イタ所デ仕方ガナイカラ、此點ハ多クノ疑問モアリマスケレドモ、疑問トシテ殘シテ置キマス、ソレデ直接大臣ニ御考ヲ伺ヒタイコトハ、一體馬鈴薯ヲ原料トスル生産ヲ何時カラオヤリニナルカ、今マデノ御述ベニナッタ所ニ依ルト、本年度ニ研究ヲシテ是非ヤリタイト思フ、山崎農林大臣ハ十三年度カラヤル肚デアリマススト云フコトヲ答辯シテ居ラレマスガ、大藏省トシテハ、此重要ナ殊ニ東北、北海道ノ寒地作物トシテ一番適當ナ馬鈴薯獎勵ニモナル所ノ此馬鈴薯ヲ昭和十三年カラオヤリニナル考ガアルカドウカ、此實行如何ヲ御尋致シマス

○結城國務大臣 御尋ノ點ハ十三年度ノ豫算ニ計上致シマススコトニ付テ十分ニ考慮スル積リデアリマス

○山本委員 今日マデハ是カラ研究シテト云フヤウナ御話デアリマシテ、豫算ノコトヲ彼此レ今日カラ言ヘスト云フ答辯デアッタガ、無論何工場ヲ置イテドウスルト云フ豫算ナドト云フモノヲ伺ッタノデナイノデアリマスカラ、政府ノ御考ハ十分考慮シテ十三年度ニ著手スルコトニシタイ、斯ウ云

フ風ニ諒解シテ宜シイノデアリマスカ

○結城國務大臣 其積リデアリマス

○大石委員 私ハツイ通告致シテ置キマシテ、今日マデ質問ノ機會ヲ失ッテ、質問打切ニナリマシタノデ、詳細ナ質問ヲ此處デ致シマスルコトハ議事ノ進行上差支ガアルト存ジマスルカラ、極ク簡單ニ御尋ヲシタイト存ジマス、此專賣法ニ依リマスルト、所謂九十度以上ノ「アルコール」ヲ專賣ニサレル本法ノ根本精神ハ、燃料國策ニ基ツク所ノ法案デアリマスガ、數日間ノ質問應答ニ現レマシタル當局竝ニ技術者ノ説明ニ依リマシテモ、所謂九十九度以下ノモノハ、直チニ燃料ニ適シナイト云フコトガ明瞭ニナッテ居ルノデアリマシテ、吾々ハヤハリ含水「アルコール」ハ專賣ノ必要ナイト認メルノデアリマスガ、併シ既ニ豫算モ當院ヲ通過シ、三百六十万圓ト云フ財源ノ關係モアツテ、萬已ムヲ得ザル意味ニ於テ、工業用「アルコール」マデモ之ヲ認メザルヲ得スト云フヤウナ事情ニ立至ッタノデアリマス、併シ此含水「アルコール」ヲ專賣ニセラルルコトハ、現下ノ燃料トシテノ素質ヲ缺イテ居ルモノヲ專賣ニスルト云フコトハ、單ニ財源トノ關係ニ過ギナイノデアッテ、將來之ニ對シテハ政府トシテ適當ナル考慮ヲ拂フベキ

モノト存ズルノデアリマス、唯茲ニ原案ヲ認ムルト云フ時ニ當ッテ、將來憂慮サレマスル點ハ、嘗テ前内閣ノ提案ハ、燒酎ノ專賣マデモ行ハントセラレタノデアリマス、内閣ノ更迭ニ依ッテ現大藏大臣ハ前内閣ノ提案ヲ撤回セラレテ燒酎ノ專賣ニ關スル提案ヲ見合セラレマシタコトハ、全ク賢明ナル處置デアルト存ズルノデアリマス、當時此燒酎專賣ニ關スル提案ノ事情、徑路、目的ノ點ニ於キマシテハ、實ニ私共ガ不合理、且ツ悲シムベキヤウナ、恐ルベキ色々ナコトガ含マレテ居ッタノデアリマス、ソレガ幸ニモ現大藏大臣ニ依ッテ提案ヲ見合セラレマシタコトヲ喜ブノデアリマス、併シ茲ニ「アルコール」專賣法ニハ、含水「アルコール」ヲ專賣ニ認メテ行クト云フコトハ、廳テハ再ビ燒酎ノ專賣ヲ爲サントスル前提ニナリハシナイカト云フ憂ヲ持ツノデアリマス、此點ニ付キマシテ、大臣ヨリ將來燒酎ニ對スル所ノ專賣ハ行ハル考ヲ持タルルヤ、又ハ是ハ行ハレナイト云フコトノ御考デアルヤ、此點ハハッキリト致シテ本案ニ贊否ノ態度ヲ決定シタイト思フノデアリマス

○結城國務大臣 只今ノ所ハ燒酎ヲ專賣トスル考ハ持ッテ居リマセヌ

○大石委員 只今ノ所トアリマスレバ、將

來オヤリニナルト云フヤウナ、多少ノ御考モアルト云フコトニ伺ッテ置イテ宜シイノデアリマセウカ、研究等ノ都合上、サウ云フ只今ノ所ト云フ御言葉ガ入ッタノデアリマスカ、モウ少シ將來ノ爲ニハッキリシテ置キタイト思ヒマス

○結城國務大臣 遠イ將來ノコトハ今カラ申上ゲ兼ヌルノデアリマスカ、差當ッテノ所ハソレヲヤル考ハナイ、斯ウ云フコトヲ御答スルヨリ外ナイノデアリマス

○大石委員 尙ホ質問致シタイコトモアリマスカ、時間ノ都合ガアリマセウカラ、簡單ニ陸軍ノ方ニ御尋ラシテ置キタイト存ジマス、此燃料國策ニ基ク所ノ「アルコール」專賣ニ依ッテ、燃料ノ緩和自給ガ出來ルカドウカト云フ點ニ私ハ疑問ヲ持ッテ居ルノデアリマスカ、先般一寸申上ゲテ置キマシタ通り、平時ニ於ケル所ノ我國ノ「ガソリン」供給力ト云フモノハ、何等憂フル所ガナイト云フコトヲ私ハ信ジテ居ル、我國ニ於ケル「ガソリン」ノ消費高ノ九二%マデ輸入ニ仰イデ居ルノデアリマシテ、若シ此輸入ガ杜絶ヲスルヤウナコトガアリマスルナラバ、獨リ戰時上、國防上ニ重大ナル關係ヲ及ボスバカリデゴザリマセヌ、一般ノ産業、一般ノ交通ニ非常ナル大支障ヲ來スノデアリ

マスルカラ、我國ト致シマシテハ此燃料ノ自給自足ヲ圖ラネバナラス、是ハ當然ノ事柄デアルト存ズルノデアリマス、併ナガラ平素我國ノ供給ヲ受ケテ居リマス所ハ最モ「ガソリン」ノ豐富ナル亞米利加ヲ主トシテ居ルノデアリマシテ、亞米利加ニ於キマシテ「ガソリン」ノ生産費ヲ聞イテ見マスト零デアル、生産費ト云フモノハ一文モ掛ッテ居ラス、ナゼナラバ「ガソリン」ノ輸出ニ依ッテ他ノ事業ヲ行ッテ居ル、其收入ハ「ガソリン」ヲ生産スル生産費ヲ償ウテ尙ホ餘リアル狀態ニ置カレテアルノデアリマス、故ニ亞米利加ニ於キマシテ、此過剩ナル「ガソリン」ヲ市場ニ安價ニ出シマスコトハ、却テ市場經濟ヲ紊ス虞ガアルト云フ關係ニ依ッテ、寧ロ我國ヲ唯一ノ得意トシテ輸出ヲセラレテ居ルノデアリマス、斯ウ云フ事情ヲ考ヘテ見マスト、亞米利加ガ、英吉利ニ對スル「ガソリン」ノ關係ハ、平素ニ於テハ何等心配スル必要ハナイ狀態ニ置カレテ居リマス、燃料國策ノ最モ重點ハ、一朝事有ル時ニ當ッテ、此供給力ガ斷絶スルカドウカト云フ所ニ在ルノデアリマス、然ラバ今我國ニ於テ專賣ヲ行ハウト致シマスル事柄ガ、其國交斷絶、供給力斷絶ノ場合ヲ豫想シナケレバナラスノデアリマス、其供給力

ノ斷絶シタ場合ニ於テ、此「アルコール」專賣、或ハ石炭ノ液化、或ハ人造石油、其他今計畫セラルル所ノモノガ實施セラレマシテ、如何ナル時ニ於テ自給自足ノ域ニ達スルノデアルカ、之ヲ一ツ伺ヒタイ、尙ホ其時期ガ我國ノ此國交上、或ハ戰爭——陸軍ト云ハズ、海軍ト云ハズ——海軍關係ノ方ハ居ラレマセヌガ、陸軍トセラレテ、サウ云フヤウナ憂ガアルカナイカ、斯ウ云フ點ニ付テ一應御伺ヲ致シタイト思フノデアリマス、此專賣法ニ依リマスト日本ノ「ガソリン」燃料ノ二割ヲ揮發油混油ヲ以テ調節スルト云フ現在ニ於テ、國內ニ於テ產出スル所ノ八%、此混用ニ依ッテ調節シ得ル所ガ二〇%之ヲ合セマシテモ尙ホ七二%ト云フ燃料不足ヲ告グルコトニナルノデアリマス、ソレ等ノ點ニ付テハ如何ナル方法ヲ以テ充足セラレマスカ、ソレ等ノ點ニ付テ御伺致シマス

○中西陸軍砲兵中佐 何時ニナッタナラバ自給自足ガ出來ルカト云フ點ニ付キマシテ先ヅ御答致シマス、今計畫ヲシテアリマス——日本ト滿洲デ計畫ヲシテ居リマス計畫ガ成立チマシタ曉ニ於キマシテモ、自給自足ハ困難デアリマス、其儘デハ困難デアリマス、ソレデ戰時ニナリマスレバ平時カラ

造ッテ居リマス「アルコール」工場ヲ擴張致シマストカ、木炭ヲ使ヒマストカ、各種ノ手段方法ヲ講ジ、又民間デ使ヒマス「ガソリン」ハ節約シ得ルダケ節約ヲスルト云フヤウナ方法ヲ講ジ、更ニ出來得ル限り外國カラ輸入ヲスルト云フノデ、ヤット當分ノ間ハ間ニ合セルヨリホカ途ガナイカト思フノデアリマス、ソレカラ亞米利加ノ油ヲ平時買ッタ方ガ宜イデヤナイカト云フ御意見ガアリマシタガ、只今商工省デ計畫ヲシテ居リマスノハ、現在ノ石油精製設備ハ、大體ニ於キマシテ其儘外國カラ輸入シタ原油、或ハ我國デ出ル原油ヲ處理スルト云フ計畫ニナッテ居リマスノデ、今ノ「アルコール」生産計畫竝ニ人造石油計畫ガ進ミマシテモ、外國カラノ輸入ト云フモノハ、略、現在程度ノ輸入ヲ繼續シナケレバナラスト云フコトニナリマス

○大石委員 私ハ實ハ此點ニ付テ、專賣其モノノ根本ニ疑ヲ持ツコトニナルノデアリマスカ、日本ニ於テ專賣ニセラレマシタ事業ハ民間ニ之ヲヤラシテ、サウシテ國ガ保護監督ノ任ニ當ルノト、國自ラガ專賣ニスルノト、何レガ有利デアルカト云フコトヲ見マスト、是ハ寧ロ民間ニ於テヤラセマシタ方ガ、事業其モノノ發達、其點ニ於テハ

非常ニ有利デアルト云フコトヲ常ニ考ヘテ居ル、近來無暗ニ專賣或ハ統制ヲ唱ヘテ、ソレガ如何ニモ有力デアルカノヤウニ傳ヘラレマスコレドモ、日本ニ於キマシテハ、恐ラク是ハ却テ民間ニ爲サシメテ、國ガ之ヲ保護シ、監督シテ行クコトヨリモ、其事業ノ發達上、或ハ供給力、總テノ上ニ於テ利益ニナライカト云フコトヲ考ヘテ居ル、此專賣法ヲ見マシテ、若シ此「アルコール」專賣法ノ實施ニ依ッテ、日本ノ燃料國策問題ガ根本解決ヲ得マスルナラバ、或ハ暫クノ間此工業デアルトカ、色々ナモノニ犠牲ヲ拂ハセテ專賣ヲ爲サシメバナラスト云フコトモ考ヘラレマスガ、今ノ御話ニ依リマシテモ、此「アルコール」ノ專賣ニ依ッテハ、燃料國策ノ根本解決ニハ甚ダ遠イノデアリマス、併シ爲サザルニハ勝ルト云フ意味デアリマスナラバ、此專賣法ヲ實施スルニ當リマシテハ、出來得ル限り現在ノ國民ニ迷惑ヲ掛ケナイ、現在ノ事業ヲシテ居ル者ニ犠牲ヲ拂ハセナイト云フコトデナケレバナラスト存ズルノデアリマス、是ハ而モ工業用「アルコール」、含水「アルコール」ヲ含ンデ、サウシテ之ヲ專賣ニシテ行キマスコトハ、國民ガ拂フ犠牲ハ決シテ少クナイノデアリマス、私ハ此點ニ付テ突進シデ質

問ヲ致シタイノデアリマスガ、是ニ至リマシテハ、却テ無駄ニナルト考ヘマスカラ、此程度ニシテ置キマスルガ、專賣局長官トシテ此法ヲ實施スルニ當リマシテモ、幸ニ議會ヲ通過シテ實施セラレマスルナラバ、此觀念ヲ以テ成ベク專賣ト云フヤウナコトニ付テ、其範圍ヲ縮小シテ廣汎ニ互ラナイヤウニ、廣汎ニ互ルコトニ依ッテ國民ノ迷惑、國民ノ犠牲ガソレダケ大キクナルト云フコトヲ考ヘラレ、國營萬能、統制萬能ト云フヤウナ考デナク、已ムヲ得ザルモノヲ國營ニシテ行ク、成ベクハ民業ヲ保護シ、監督シ、助長サセルト云フヤウナ精神ガ、我が國情ニ適スルモノデアルト云フ觀念ヲ持ッテ、オヤリニナッテ戴キタイト思ヒマスカ、長官ハドウ云フ考デアリマスカ、ソレダケ一ツ御答辯ヲ願ヒタイト思ヒマス

○荒井政府委員 吾々ト致シマシテモ、出來ルダケ只今大石サンカラ御述ニナリマシタ趣旨ヲ以テ、仕事ヲ進メテ參リタイト思ヒマス、隨テ此法律ノ施行ニ付キマシテモ、只今ノ御趣旨ニ副フヤウニ努メタイト考ヘテ居リマス

○中西陸軍砲兵中佐 「アルコール」混用制度ノ效果ニ付テ、説明ヲ補足シテ置キマス、大體此計畫ニ依リマスト、數年後ニハ約四

十萬軒ヲ混用スルコトニナリマスガ、一旦緩急ガアリマシテ、工場ヲ擴張スルト云フコトニナリマスレバ、日本ハ滿洲デ食料ニ使ヒマス以外ノ農産物、ソレカラ木材、斯ウ云フ原料ヲ使ヒマスレバ、四十萬軒ヨリモ遙カニ多量ノ「アルコール」ガ取り得ラレルノデアリマシテ、此點ハ戰時ノ燃料補給ノ計畫ト致シマシテ、極メテ價値ノ大キイモノデアルト信ジテ居ルノデアリマス

○菊池委員 一寸大石サンノ質問ニ關聯シテ御伺シタイト思ヒマス、燃料國策ヲ樹立シナケレバナラスコトハ、是ハモウ喋々ヲ要シマセヌガ、只今陸軍ノ政府委員カラ拜聽シマスルト云フト、中々此自給自足ヲスルコトハ、非常ニ困難デアルト云フ御話デアリマスガ、然ラバ例ヘバ南洋方面ニハ中石油ノ礦區ガアルラシイガ、サウ云フ場合ニ若シ向フデ、南洋方面其他ノ方面デ日本人ガ利權ヲ得タ場合ニハ、之ヲ陸軍又ハ海軍ガ、何等カ援助セラル、方法ヲ執ラルル意思ガアリマスカドウカ、之ヲ御伺シタイト思ヒマス

○大貝政府委員 陸海軍ニ對スル御質問ノヤウデアリマスガ、商工省ニモ關係ガアリマスカラ、御説明申上ゲテ置キタイト思ヒマス、御話ノ如ク海外ニ於ケル石油資源ノ

開發ハ最モ急ヲ要スルコトデアルノデアリマスガ、是マデ再々色々ナ利權ノ賣込ガアリマシテモ、適當ニ之ヲ此方デ受ケルモノガアリマセヌノデ、其都度問題ヲ十分ニ調査スル所マデ至ラナイノデ、甚ダ遺憾ニ存ズルノデアリマス、尤モ今日マデ日本ガ「ポルネオ」等ノ利權ヲ聊カ持ッテ居ルノデアリマスコレドモ、甚ダ僅カナモノデアリマス、ソコデ今年度ノ豫算ニモサウ云フ點ヲ顧慮致シマシテ、海外資源ノ調査ヲ、向フカラ申込ガアリマスル場合ニハ、調査ノ出來ルヤウニ適當ナル團體ニ補助ヲ致シマシテ、其利權ヲ出來ルダケ日本ガ買フ、或ハ斟酌スルトカ色々ノ方法ニ向ヒマシテ、實行シ得ルヤウニト云フコトヲ考ヘマシテ、助成金十三萬圓ヲ組ンデアリマス、ソレデ今後サウ云フモノガ實際ニ發生致シマスレバ、遺憾ナク關係省トモ協議致シマシテ、著々ヤッテ行ク積リニナッテ居ルノデアリマス、責任ハ小サイノデゴザイマスケレドモ、其後ロニハ相當ノ計畫ニナッテ居ルト云フヤウナコトニナッテ居リマスノデ、實行ニハ差支ナイヤウニ大體ノ建前ハナッテ居リマス

○山脇政府委員 陸軍ト致シマシテハ、陸軍自體デドウシヨウト云フ考ハ持ッテ居リマセヌ、商工省ト非常ニ緊密ニ此問題ハ連

絡致シマシテ之ニ善處スル積リデ進ンデ居
リマス

○平川委員長 他ニ御質疑ハアリマセヌカ
ソレデハ「アルコール」專賣法案ノ質疑
ハ終了致シマシタ、是ヨリ討論ニ入リマス
信太君

○信太委員 此燃料國策ノコトハ、申ス迄
モナク言ヒ易クシテ行ヒ難イ洵ニ國策トシ
テモ重大ナル問題デアリマス、又之ニ直面
シテノ當事者ノ御苦心モ、是亦非常ニ重又
大ナルコトヲ私ハ痛感セズニハ居ラレマセ
ヌ、昨日ノ議會ニ於キマシテ、陸軍大臣ハ
只今ノ海軍ノ航空力デハ、完全ニ敵ノ一機
モ内地ニ入レナイト云フヤウナコトニ付キ
マシテハ、確タル自信ハ持チ得ナイト云フ
コト迄、仰シヤッテ居リマス、洵ニ是ハ重
大ト申セバ重大デアリマス、我國ノ此航空
機ノマダ充實シナイ爲ニ、力ト精神ヲ以テ
國防ノ任ニ當ル我ガ國軍モ、是程迄申シテ
居ルト云フコトニ思ヒヲ致ス時ニハ、吾々
ハドウシテモ國防ヲ完全ニシナケレバナラ
スト云フヤウナ念ヲ、更ニ新シクセザルヲ
得ナイノデアリマス、就キマシテハ今度議
題ニ供シテ居リマス所ノ、「アルコール」
ノ專賣ニ付キマシテハ、能ク其目的ノ赴ク
所ヲ洞察サレマシテ、色々技能方面、或ハ

科學ノ力、所謂全智全能ヲ集中シマシテ、
是ガ目的達成ニドウシテモ官民相應ジテ、
立タナケレバナラヌコトト思ヒマス、此案

ノ内容ヲ見マス、吾々トシテハ幾ラカ茲
ニ隔靴搔痒ノ感モアリマスガ、大體ニ於テ
ハ政府案ニ賛成ヲ表スルモノデアリマス
ガ、若干ノ修正ト附帶決議ヲ述ベマシテ、
皆サンノ御贊同ヲ仰ギタイト思ヒマス、
先ヅ第一ニ修正ノ方カラ申シマス、第三十

二條ノ「政府ハ「アルコール」製造ノ委託ヲ
爲スコトヲ得」ト云フ次ニ、「前項ノ委託
ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ
是ガ申請ヲ爲スベシ」、斯ウ云フ修正動議
ヲ提出シタイト思ヒマス、次ニ第四十二
條——第四十一條ノ次ニ之ヲ挿入シテ欲シ
イノデアリマスガ、「本法ニ依リ特許又ハ委
託ヲ受ケ「アルコール」ヲ製造スル者ニハ、
命令ノ定ムル所ニ依リ特許又ハ委託ヲ受ケ
タル年及其ノ翌年ヨリ五箇年間、其ノ事業
ニ付所得稅及營業收益稅ヲ免除ス前項ノ規
定ハ特許又ハ委託ヲ受ケタル者ガ其ノ製造
場ヲ新設シタル場合ニ付之ヲ準用ス」隨テ
此第四十二條ノ後ハ一ツツズ是ハ繰下ガル
ノデアリマス、第四十三條ハ第四十四條、
以下順繰ニ繰下ガルノデアリマス、ソレカ
ラ取落シマシタガ、只今ノ第三十二條ノ「第

七條、第八條、第十六條、第二十九條、第
三十條、第三十九條及第四十一條ノ規定ハ
前項」トアルノ「第一項」ト改メマス、之
ヲ補足シテ置キマス、是ハ修正意見ノ條文
デアリマスガ、引續イテ附帶決議ヲ申シテ
大藏大臣ノ御所見ヲ伺ヒタイト思ヒマス
附帶決議

一 無水「アルコール」製造ノ原料ハ甘
諸、馬鈴薯ハ勿論其ノ他原料ニ付テノ
研究ヲ促進スベシ

二 農村振興ノ目的ヲ達スルヤウ速ニ製
造工場ノ設置ヲ期スベシ

三 工場ノ設置ニ際シテハ他ノ同一原料
ヲ使用スル工業トノ關係ヲ考慮シ、之
ヲ壓迫セザルヤウ留意スベシ

以上三ツノ條項ハ附帶決議トシテ之ヲ提出
スル次第デアリマスガ、之ニ付キマシテノ
大藏大臣ノ御答辯ヲ伺ッテ、更ニ補足シテ御
伺スルコトガアルカモ知レマセヌ

○結城國務大臣 御修正ニナリマシタ三十
二條ノ第二項、第三項、第四十二條ニ御加
ヘニナリマシタ點ニ付キマシテハ、政府ニ
於テモ別ニ異議ハアリマセヌ、附帶決議ト
シテ御示シニナリマシタ原料ニ付テノ研
究、農村對策カラ工場ヲ早く建設スル、又
他ノ同一工業ヲ壓迫シナイヤウニ云フ御

趣旨ハ、政府トシテハ篤ト承リ置キマシテ、
十分ニ考究スル考デ居リマス

○岩瀬委員 私ハ政友會ヲ代表シテ修正ノ
動議ヲ提出致シマス、修正ノ字句及ビ附帶
決議ノ字句ハ、民政黨ノモノト同一デアリ
マスカラ、之ヲ省略致シ、其理由ヲ簡單ニ
申上ゲマス、本法ハ燃料國策上又農村振興
上、最も重要ナル法案トシテ速ニ是ガ實現
ヲ希望シテ已マナイ次第デアリマス、而シ
テ無水「アルコール」ヲ製造スルニ當リマシ
テハ政府ニ於テ製造サレルト共ニ、民間ニ
於テモ是ガ製造ヲ許シ、官民一致シテ速ニ
燃料國策ノ實現ヲ期セナケレバナラナイト
思フノデアリマス、而シテ民間ノ製造業者
ニ對シテハ是ガ促進ヲ圖ルベク、營業收益
稅及ビ所得稅ノ免除ヲセラレ、助長ノ途ヲ
講ゼラレルコトハ、正ニ當然ノコトト言ハ
ナケレバナリマセヌ、無水「アルコール」製
造工場ヲ設置セラルルニ當リマシテハ、同
一原料ヲ使用スル民間工業ニ支障ヲ來サザ
ルヤウ、注意ヲ要スルコトト思ヒマス、尙
ホ工場設置ニ當リマシテハ、農村對策ニ付
テ十分ニ考慮セラレンコトヲ希望致シマ
ス、以上修正ノ理由ヲ申述ベ、其他ノ事ニ
付キマシテハ原案ニ賛成スル次第デアリマ
ス

○平川委員長 討論ハ終結致シマシタ――

是ヨリ採決致シマス、先ヅ信太君ノ動議ニ
依ル修正案、之ヲ一括シテ採決致シマス、
御賛成ノ人ノ起立ヲ求メマス

〔賛成者起立〕

○平川委員長 全會一致可決致シマシタ

――更ニ修正セラレタ部分以外ノ條文ニ
付テノ採決ヲ致シマス、之ニ對シテ御異議
アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

○平川委員長 異議ナシト認メマス、全會

一致可決致シマシタ――附帶決議ニ對スル
採決ヲ致シマス、御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

○平川委員長 全會一致可決致シマシタ、

是デアルコール專賣法案ノ委員會ヲ終了致
シマス

○平川委員長 次ニ揮發油及アルコール混

用法案ニ對スル委員會ヲ繼續致シマス、之
ニ對スル質疑ハアリマセヌカ

〔質疑ナシ〕ト呼フ者アリ〕

○平川委員長 ソレデハ質疑ハアリマセヌ

カラ直チニ討論ニ入りマス

〔討論ナシ〕異議ナシ〕原案ノ通り可
決確定ヲ願ヒマス〕ト呼フ者アリ〕

○平川委員長 全會一致可決致シマシ

タ、是デ此委員會ヲ終了致シマシタ、是ニ
テ散會致シマス

午後三時三十一分散會